平成27年(行ウ)第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件 原告 高野正明 外87名 被告 広島市・広島県 参加行政庁 厚生労働大臣

# 第 2 5 準 備 書 面

(河内村)

2018 (平成30) 年10月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理	!人弁護士	廣	島	敦	隆
同	弁護士	足	<u> </u>	修	_
司	弁護士	池	上		忍
同	弁護士	竹	森	雅	泰
同	弁護士	端	野		真
司	弁護士	橋	本	貴	司
同	弁護士	松	畄	幸	輝
同	弁護士	佐	q j	<b>丰</b> 真	吾

_	~ . #
Н	'// <del>//</del>
Н	-1' N
-	1/ \

第	1	はじめに 3
第	2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果5
	1	『広島原爆戦災誌第四巻』に、佐伯郡五日市町には町全域に飛散降下物
	4	?「黒い雨」が降った旨の記載があること5
	2	河内村の全域が増田雨域に入っていること
	3	河内村の全域が「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)にも入っていること.8
	4	小括
第	3	河内村で被爆した原告の被爆状況
	1	原告番号市12・ (甲B市12の1-陳述書, 2-地図) 9
	2	河内村で被爆した原告の状況についてのまとめ11

本書面は、当時の河内村で被爆した原告1名(原告番号市12)の被爆状況 について、主張するものである。

#### 第1 はじめに

1945 (昭和20) 年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の佐伯郡河内村での聴取結果はない。

もっとも,河内村の東に位置する石内村において,以下の供述が得られて いる。すなわち、平岩(爆心地から西北西7km)について 氏(妻 子)及び 氏から「ちょっと降った。」,また同じ平岩について「光 って真っ黒い煙立ち、綿を千切ったような雲が立った。光ってから小1時間 後ポチポチ15時まで続く。真っ黒い水が出る。黒雲北の方へ動いていった。 雷がごろごろ鳴った。螟虫がいなくなった。」、原田三叉路(爆心地から北 西 6 km) について 氏(妻子) 及び 氏から「光ってから 30分くらい経ってぼつぼつ黒い雨が降り出し1時間も続き、黒い水が随分 流れた。11時ころ12時ころどんどん降り、13時ころやんだ。始め黒い ゴミ雨、後では白い雨が降った。黒い雨が降る前からトタン板、ソギ板、紙 片が落ちた。」, 湯戸(爆心地から西北西8km) について 氏から「光 って二重に輪を描いた中に赤いような物が広がるのを見た。3秒も数えるく らい後に爆風がきて、大きな音がしてから紙片、ソギ板、電報、郵便局紙片 などが降ってきた。綿片も落ちたが皆燃えかけていた。光ってから30分く らいして雨が降りだした。雨は真っ黒く、襦袢などは眞黒くなった。はじめ 小粒の雨でしまいには大粒の雨がどんどん降った。雨は、午前にはやんだ。 出水で川の水は真っ黒になった。ギギウ(ナマズに似た魚の方言)が浮いて いた。」, 湯戸東端(爆心地から西北西8km) について 氏から「眼 前にマグネシウムを焚いたような感じ、向こうを見ると山の上に真っ黒い煙 が立っていた。光って30分くらいして黒い雨が降り出し、ザーザー降り大 きな川(八幡川)の水が真っ黒になった。芋の葉の上に真っ黒いコールター

ルを流したような点々が残った(油かなにかが混じったよう)。雨は11時 くらいまで降った。午後からは天気が良かった。ソギ板の焼け残り、紙、名 刺、お経の本、紙幣、帳簿などがたくさん落ちてきた。黒い雨のついた草を 牛に食わせたら皆腹を壊した。ウナギが死んで浮いていた。」という「黒い 雨」及びそれによる魚類等に対する影響に関する供述が得られていることか ら(以上、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の7~8頁「体験談聴取 録番号」欄98、99、105、106、同体験場所地図1参照)、当時の 石内村の全域が宇田雨域の大雨地域とされている。

他方,第14準備書面で詳述したとおり,河内村の西に位置する砂谷村にについては、住民1名から「雨は降っていない。紙片などがたくさん落ちてきた。」という供述が得られている(原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の9頁「調査メモ頁」欄46,同体験場所地図1・2参照)だけである。

以上の石内村及び砂谷村での供述と雲が北西に移動していったこと等を踏まえて,河内村の東側の上小深川,下小深川,魚切,上河内付近が大雨地域,その西側の上河内の一部が小雨地域とされ,さらにその西側の下河内は宇田雨域外とされている(訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照)。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え(第2)、原告1名の供述に基づき(第3)、原告番号市12 が原爆投下時に現在した河内村大字下河内を含む河内村の全域が「黒い雨」 降雨域であり、原告番号市12は被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## 第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

1 『広島原爆戦災誌第四巻』に、佐伯郡五日市町には町全域に飛散降下物 や「黒い雨」が降った旨の記載があること

## (1) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容

原爆投下当時の佐伯郡河内村は、1955年(昭和30年)4月1日、五日市町・観音村・八幡村・石内村・河内村の五か町村が合併して、五日市町となったところ、1971(昭和46)年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第二節第六項「佐伯郡五日市町」(甲A75の目次、甲A89・724~734頁)には、原爆投下日の同町に関して、原爆投下時の閃光、爆風、衝撃波の記載に続いて、以下の記述がある。

「周囲は、何も異状はなかったが、見ると東方の広島市方面に白い雲状のものが、ムラムラと昇っていた。爆風の衝撃は相当強く、五日市町全般にわたってその被害を出した。家々の屋根瓦は落ち、窓ガラスや障子が破損し、壁の落ちた家も多く、中には天并が吹きあげられたり、家が傾いたりしたものもあった。

このため,負傷者も多数出たが,とくに北側の石垣を背にした家々は,窓ガラス・障子・天并が大破した。

午前十時半ごろから、約一時間にわたって紙や布の破片が、龍巻のあとのように、灰や塵と一緒になって、町全域に降って来た。

また、二、三時間後、雨が強く降りはじめ、かなり長く降り続いた。」

#### (2) 『広島原爆戦災誌第四巻』の基本的な信用性

『広島原爆戦災誌第四巻』は、「第三章 広島市内各学校の被爆状況」「第四章 広島市内主要神社・寺院・教会の被爆状況」「第五章 関連市町村の状況」を掲載しているものあり(甲A75の目次(3~11頁)参照)、広島市・広島県が、被爆者健康手帳等申請の審査にあたって、申請者の供述の裏付けを取ったりする際に使用している、言わばバイブル

的な資料である。しかも、『広島原爆戦災誌第四巻』が刊行されたのは、昭和47年改正により、広島県安佐郡祇園町の全域及び広島市のうち草津東町、草津濱町、草津本町及び草津南町にまで「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域が拡大される前のことであり(原告ら第13準備書面の第4参照)、当然のことながら、健康診断の特例が導入される前のことであるから、『広島原爆戦災誌第四巻』に「黒い雨」が降った旨の記載がある場合には、被告らの主張する虚偽供述の可能性すらなく、当該記載は基本的に信用できるものといえる。

## 2 河内村の全域が増田雨域に入っていること

(1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項(20頁以下)において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士(以下「増田」という。)が、1989年(平成元年)に発表した増田論文(甲A34)によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ(甲A69)を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料(1万7369通回答したものの調査報告)、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである(増田論文14~18頁)。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話しを聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデー

タの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり(降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする)、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた(甲A35の1、2)(以上、甲A36の10~18頁)。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町(甲A35の1の105頁以下)、安佐町(同118頁以下)、可部町(同124頁以下)、旧小河内村(137頁以下)、五日市町(同140頁以下)、廿日市町(同147頁以下)、吉和村(同151頁以下)、芸北町(同152頁以下)、湯来町(同153頁以下)、豊平町(甲A35の2の1頁以下)、加計町(同1月頁以下)、農町(同25頁以下)、高陽町(同44頁以下)、中野村(同47頁以下)、福田村・馬木村・温品村(同49頁以下)、中野村(同47頁以下)、福田村・馬木村・温品村(同49頁以下)、千代田町(同51頁以下)、倉橋町(同53頁以下)、海田町(同55頁以下)、戸河内町(同57頁以下)及び江田島(同61頁以下)についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな 調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特 に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田 雨域の限界を補うものであるということができる。

#### (2) 河内村の「黒い雨」降雨状況等

前述のとおり、原爆投下当時は佐伯郡河内村であったが、その後、1955年(昭和30年)4月1日に合併して五日市町となっているところ、増田による調査では、当時の佐伯郡河内村は、「五日市町」としてまとめられている(甲A35の1の140頁以下)。

そのうち河内村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆"黒い雨"最終まとめ(第一冊)』と題するノート(甲A35の1)によると、以下のとおりであった。ア 下河内(甲A35の1の141頁) 中雨、木片、紙切れ

イ 上河内(同141頁) 豪雨,木片

以上より, 増田の調査結果から, 河内村の全域に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

なお、1987(昭和62)年に中国放送で放送された「BLACK RAIN 検証 黒い雨」(甲A88)という番組において、佐伯郡五日市町下河内の 氏 (放映当時64歳)は「ピカッと光った。黒いキノコ雲があがった。仏様を出して、防空壕に持って行こうと思った。帰る途中に雨がざーっと降ってきた。焼けたような紙が何枚も降ってきた」、同地区の 氏 (同70歳)は「ピカッと光った。ムシオを取っていた。雨が降り出した。飛行機が2台通った。ヒラヒラものが飛んできた。はっぱが白くなった。野菜などはみんな洗って食べた。」と証言しているが(甲A88の2の2頁目参照)、この証言が増田による調査にも反映されていることを付言する。

## 3 河内村の全域が「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)にも入っていること

加えて、河内村の全域が、広島市が2010(平成22)年5月に公表した、広島市報告書(甲A9)で提示された「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)にも入っている(訴状別紙「黒い雨」降雨地域図、甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照)。

なお、広島市調査の解析対象となったデータは、2008 (平成20)

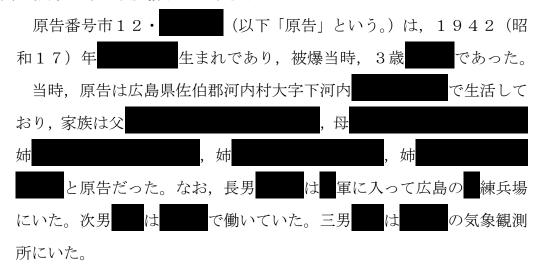
年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので、そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり(甲A9の2~3頁)、これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い、「黒い雨」の時空間分布を推定したものである(甲A41)。大瀧雨域が信用できるものであることは、原告ら第5準備書面の第2の4項(23頁以下、なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。)で詳述したとおりである。

#### 4 小括

以上のとおり,河内村は,宇田論文においては,河内村の東側の上小深川,下小深川,魚切,上河内付近が同じく大雨地域,その西側の上河内の一部が小雨地域とされ,さらにその西側の下河内は宇田雨域外となれているが,増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば,河内村の全域が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

#### 第3 河内村で被爆した原告の被爆状況

- 1 原告番号市12・ (甲B市12の1-陳述書, 2-地図)
  - (1) 被爆当時の家族構成・生活状況



原告の家は、魚切ダムのあたり口のあたりにあった。ダムができる前

は急な山道が続き登り詰めた所に原告方があった。

## (2) 被爆の状況

1945 (昭和20) 年8月6日,原告は,親戚の女の子が疎開してきていたので,家の外の道で絵を描いていた。そのとき,ピカっと,ピンクの光が来て,それから,稲光のような青い光が来て,それから,ドーンという大きな音と爆風,振動が伝わってきて,それから,埃が吹き付けてくる感じで,原告の体を刺すように飛び込んできた。

それから、原告は、怖くなって、一旦、家の中に入り、再び出ると谷 合の向こう、己斐の方向にキノコ雲が現れ、どんどん大きくなっていっ た。塵や埃、紙や燃えかすが飛んできて、谷合を吹き上げてやってきた。

その後、黒い雨が降り、自分が濡れたのか濡れていないのかはわからないが、姉3人がびしよ濡れになって学校から帰ってきた。雨は姉3人が連れ立って帰る頃からひどくなり、頭からびしょ濡れになって帰って来た。その後も雨は降っていた。

それからしばらくして、被災した者が、原告方の家の前の道を通って、 避難してきた。火傷がひどく赤くただれた人、服が焼けて皮膚に張り付いている人など、みんな黙って、我が家の縁側に腰かけたり、土間に座ったりして休んでいった。そのような人々に、母や姉たちがお水やお茶を出したり、家にあった赤チンを付けてあげたり、昼にはムスビを出したりしていた。

原告は、従兄の子 が来ていたので、2人で 被災者の間を駆け回って遊んでいた。

#### (3) 健康状態

原告は、原爆の爆撃を受けた後、身体がだるくなった状態が続くようになった。半年くらいしてから、100日ぜきになり、風邪を引いた状態が長く続いた。

その後、原告は、23歳の時、疲れやすく、手がびりびりするように

なり、医師の診断を受けると、甲状腺機能低下症と診断された。そのため、そのときからずっと甲状腺機能低下症の薬を飲み続けている。その後、病院や病院で診察を受けたときに、「被爆したのではないですか」と聞かれたことがある。

また、原告は、60歳で糖尿病だと診断された。さらに、68歳の時、脳梗塞で倒れて、現在もリハビリに励んでいるが、麻痺がひどく毎日が病気との闘いである。それから、72歳8ヶ月の時、骨髄異形成症候群=白血病(血液のがん)の前段階だと診断された。目の前が真っ暗になりました。現在も、6か月ごとに経過観察をしている。

## 2 河内村で被爆した原告の状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、河内村に居住していた原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して(被告ら第5準備書面20頁)、河内村を含む「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、河内村で被爆した原告が、前述のとおり、原爆の爆撃を受けた後、身体がだるくなった状態が続くようになったこと、甲状腺機能低下症という内分泌腺機能障害、脳梗塞という脳血管障害を負い、加えて、骨髄異形成症候群=白血病(血

液のがん)の前段階と診断され造血機能障害も負いかねない状態に置かれていることや、これまで各地域毎の準備書面で主張してきたように、「黒い雨」降雨地域内で被爆した原告らの中には、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症したり者がいること、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいることからも明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしない非科学的なものという外ないのである。

以上